

徳島県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

小松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 小松島市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年一月三十一日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十五年徳島県告示第九十二号及び平成三十年徳島県告示第八百十二号の事業地のうち、小松島市田野町字赤石南及び横須町字今開地内を削る。

2 使用の部分
なし